

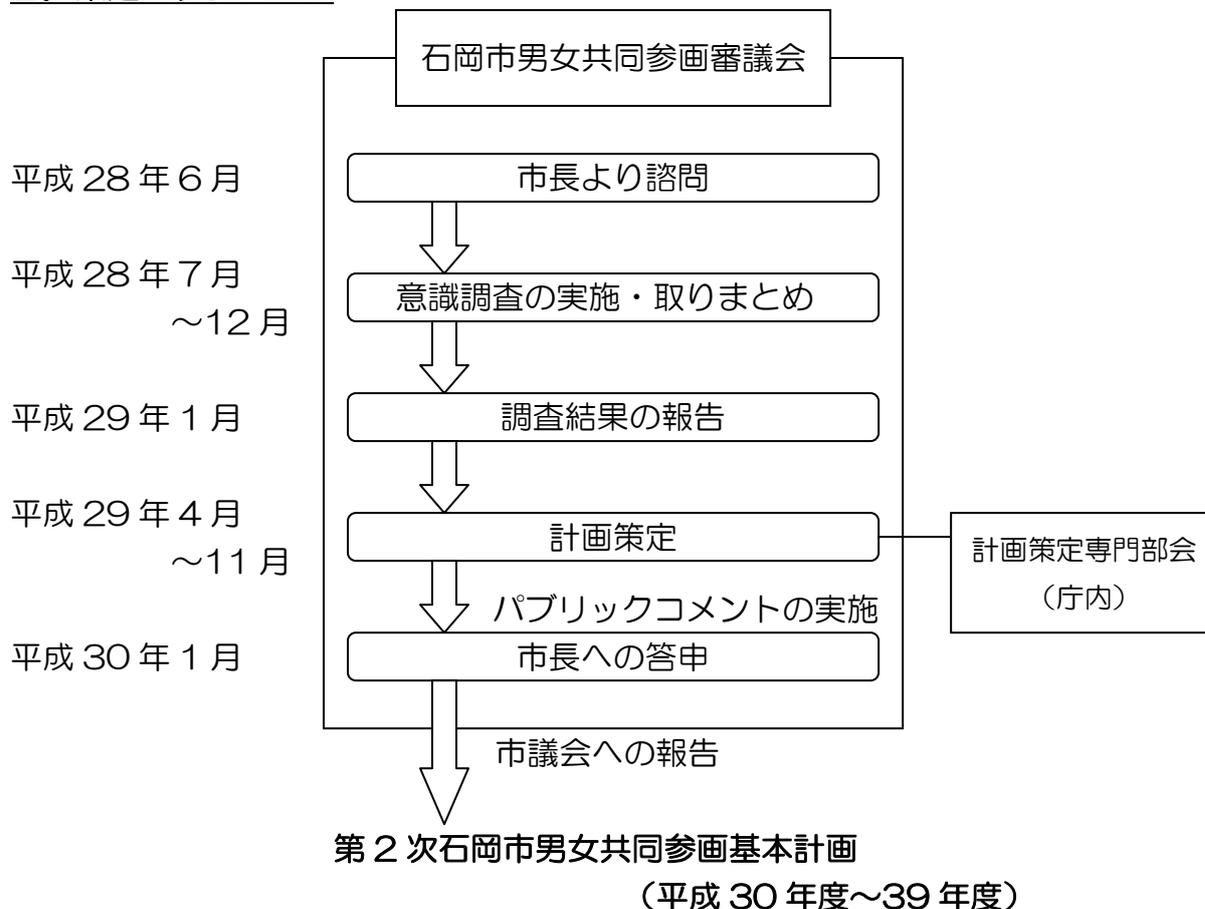
第 2 次石岡市男女共同参画基本計画の策定について

1. 位置づけ

○男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項に基づく計画

第 1 次石岡市男女共同参画基本計画 平成 19 年度策定
(平成 20 年度～29 年度)

2. 策定スケジュール



3 前回との相違点

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成 27 年法律第 64 号)第 6 条第 2 項に基づく推進計画を兼ねるものとなります。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(通称:女性活躍推進法)は、女性が、職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するために制定された法律です。